

とっとり生物多様性アドバイザー派遣制度実施要領

(目的)

第1条 鳥取県生物多様性地域戦略に掲げる取組を推進するため、生物多様性に関する専門的知識を有する「とっとり生物多様性アドバイザー」及び「とっとり生物多様性サポーター」を鳥取県（とっとり生物多様性推進センター。以下、「県」と言う。）に登録し、公共事業を実施する行政機関をはじめ、企業や地域で保全活動に取り組む団体及び生物多様性に関心のある自治会や学校等に対して派遣する制度を設けるものとする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「生物多様性」とは、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第2条第1項に規定する生物の多様性をいう。
- (2)「とっとり生物多様性アドバイザー」とは、生物多様性に関する専門的知識を有しており、生物多様性保全に関する助言等を行うことを目的として県に登録をした者をいう。
- (3)「とっとり生物多様性サポーター」とは、生物多様性の保全活動に関心を持つ者で、アドバイザー又は県からの推薦があり、アドバイザー又は県の取組に協力することを目的として県に登録した者をいう。

(アドバイザー及びサポーターの役割)

第3条 とっとり生物多様性アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）は次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 自然環境の改変を伴う事業における、事業地での生物多様性保全に関する助言
- (2) 企業や団体、地域住民等が行う生物多様性保全活動（希少野生動植物の保護、外来生物の防除等）への助言
- (3) 生物多様性の理解促進のための学習会等における講義・講演
- (4) その他、生物多様性保全の推進に係る普及・啓発に関する助言

2 とっとり生物多様性サポーター（以下「サポーター」という。）は、アドバイザー又は県が行う前項第2号から第4号の事項において補助を行う。県は、アドバイザー又は県が必要と認めたときに、サポーターに補助を依頼するものとする。

(登録)

第4条 県は、生物多様性に関する専門的知識を有するとともに、地域の自然環境の動向に精通している者のうち、アドバイザーとして登録することが適切と認める者に対し、アドバイザーへの登録を依頼するものとする。

2 県は、生物多様性の保全活動に関心を持つ者で、アドバイザー又は有識者等からの推薦がある者のうち、サポーターとして登録することが適切と認めるものに対し、サポーターへの登録を依頼するものとする。

3 アドバイザーへの登録を承諾する者は、アドバイザー承諾書（様式第1号）を県に提出するものとする。

4 サポーターへの登録を承諾する者は、サポーター承諾書（様式第2号）を県に提出するものとする。

5 県は、前項及び第3項の承諾者をアドバイザー又はサポーター（以下「アドバイザー等」という。）として登録するものとする。

6 前項により登録したアドバイザーは県のホームページに氏名等を公開するものとする。

(登録の取消等)

第5条 県は、アドバイザー等が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該アドバイザー等の登録を取り消すことができる。

- (1) 本人から登録を取り消したい旨の申し出があったとき
- (2) 死亡、海外転出等の事由により連絡が不通となったとき
- (3) 転居等により活動ができなくなったとき
- (4) この制度の信用を著しく損なったとき

(アドバイザーの派遣)

第6条 県は、自然改変を伴う公共工事等において、事業地における生物への影響を小さくする必要があるとき、事業現場での調査や配慮措置への助言等を行うため、アドバイザーに調査等を依頼するものとする。

- 2 前項による依頼を受けたアドバイザーは、派遣先での活動状況を取りまとめた実施報告書(様式第3号)を県に提出するものとする。
- 3 県は、前項に基づく実施報告書により活動状況を確認したときは、アドバイザーに謝金及び旅費を支払うものとする。

(利用)

第7条 この制度の利用を希望する者(以下「利用者」という。)は、利用申込書(様式第4号)を県に提出するものとする。

- 2 県は、前項の利用申込書を受理したときは、その内容を確認のうえ、次の各号に定める条件を満たす場合には承認するものとし、利用決定通知書(様式第5号)により利用者に通知するとともに、アドバイザーに助言等を依頼するものとする。
 - (1) 生物多様性の推進になると認められるものであること。
 - (2) 営利目的でないこと。
 - (3) 依頼するアドバイザーが当該事業へ協力することについて了承していること。
- 3 利用者は、アドバイザーによる助言等の終了後、2週間以内に県に利用報告書(様式第6号)を提出するものとする。
- 4 第2項による依頼を受けたアドバイザーは、派遣先での活動状況を取りまとめた実施報告書(様式第3号)を県に提出するものとする。
- 5 県は、前項の実施報告書を受理したときは、アドバイザーに謝金及び旅費を支払うものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、とっとり生物多様性アドバイザー派遣制度の運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年12月2日から施行する。